に伴って発生する二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて認定－第５表の４の１及び４の２にも、備考４（２）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて認定－第５表の４の３及び４の４にも、備考４（３）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて認定－第５表の４の５及び４の６にも、必要事項を記載すること。

7　本報告に係る事業者が、電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合は、本表に加えて認定－第５表の２に必要事項を記載すること。

8　特定連鎖化事業者にあっては、商標又は商号等の欄に当該連鎖化事業に係る特定の商標、商号その他の表示について記載すること。

2　電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している特定排出者に係る燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類		エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素
事業者全体	主たる事業		t－CO_2
	細分類番号		
	当該事業を所管する大臣		
1	工場等に係る事業の名称		t－CO_2
	細分類番号		
	当該事業を所管する大臣		
2	工場等に係る事業の名称		t－CO_2
	細分類番号		
	当該事業を所管する大臣		
3	工場等に係る事業の名称		t－CO_2
	細分類番号		
	当該事業を所管する大臣		

備考　1　番号１から３までの項には、事業分類ごとに合計した排出量を記入すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が４分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。

2　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること（他人への電気又は熱の供給に係るものを含む。）。

3　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。

3　事業者の調整後温室効果ガス排出量

調整後温室効果ガス排出量	t－CO_2

備考　調整後温室効果ガス排出量の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより算定した量を記載する。